

令和5年7月県組織改正に伴う鳥取県議会委員会条例の一部改正について（委員長案）

1 改正案の考え方

常任委員会の定数及び所管は現行を基本とし、組織改正を反映した委員会条例の改正は最小限にとどめる。

2 改正案の概要

(1) 委員会の名称変更

「地域づくり推進部」の名称が「**地域社会振興部**」に変更されることから、地域づくり県土警察常任委員会の名称を「地域県土警察常任委員会」に変更する。

※その他の常任委員会の名称は、今般の組織改正に伴う変更は行わない。

(2) 新設部局の所管

「令和新時代創造本部」及び「交流人口拡大本部」が廃止され、次の2部局が新設されることから、新設部局の常任委員会の所管を次のとおりとする。

①政策戦略本部

「政策戦略本部」は、県政推進上の重要政策の統轄、財政、税務、デジタル社会の推進など、概ね組織改正前の「令和新時代創造本部」・「総務部」の所掌事務を所管する。

→総務教育常任委員会の所管とする。

②輝く鳥取創造本部

「輝く鳥取創造本部」は、関係人口の拡大、観光振興、人口減少対策、中山間地域振興、交通政策など、概ね組織改正前の「交流人口拡大本部」・「地域づくり推進部」の所掌事務を所管する。

→地域県土警察常任委員会の所管とする。

(3) 部局の名称変更

①危機管理部（旧「危機管理局」）

「危機管理局」が部に改められ「危機管理部」が設置される。

→引き続き、地域県土警察常任委員会の所管とする。

②地域社会振興部（旧「地域づくり推進部」）

「地域づくり推進部」の名称が「地域社会振興部」に変更され、産廃処理施設の設置許可（県土整備部と共管）、人権、男女共同参画社会に関する事項などが所掌事務に追加される。

→引き続き、地域県土警察常任委員会の所管とする。

③子ども家庭部（旧「子育て・人財局」）

「子育て・人財局」が部に改められ「子ども家庭部」が設置される。

→引き続き、福祉生活病院常任委員会の所管とする。

④会計管理部（旧「会計管理局」）

「会計管理局」が部に改められ「会計管理部」が設置される。

→引き続き、総務教育常任委員会の所管とする。

(4) その他所要の規定の整理

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことに伴い、「鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部」（新型インフル特措法の規定に基づき設置）が廃止されたことから、「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局」の所管に関する規定を削除する。

【参考】鳥取県議会委員会条例（抜粋）

（常任委員会の名称、委員定数及び所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総務教育常任委員会 9人

令和新時代創造本部、総務部、会計管理局、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項
並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

福祉生活病院常任委員会 9人

福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部及び病院局に関する事項

農林水産商工常任委員会 9人

商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項

地域づくり県土警察常任委員会 8人

交流人口拡大本部、危機管理局、地域づくり推進部、県土整備部及び警察本部に関する事項

附 則

- 4 令和3年4月1日から同日において現に設置されている新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第22条第1項の規定に基づき設置される鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止される日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「令和新時代創造本部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（人権啓発に関する事項に限る。）」並びに「令和新時代創造本部」と、「福祉保健部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（他の常任委員会の所管に属する事項を除く。）」並びに「福祉保健部」と、「商工労働部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（経済雇用に関する事項（観光交流に関する事項を除く。）に限る。）」並びに「商工労働部」と、「交流人口拡大本部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（観光交流に関する事項に限る。）」並びに「交流人口拡大本部」とする。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務教育常任委員会 9人 <u>政策戦略本部、総務部、会計管理部</u>、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉生活病院常任委員会 9人 福祉保健部、<u>子ども家庭部</u>、生活環境部及び病院局に関する事項 農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項 <u>地域県土警察常任委員会</u> 8人 <u>輝く鳥取創造本部、危機管理部、地域社会振興部</u>、県土整備部及び警察本部に関する事項</p> <p>附 則 1～3 略</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務教育常任委員会 9人 <u>令和新時代創造本部、総務部、会計管理局</u>、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉生活病院常任委員会 9人 福祉保健部、<u>子育て・人財局</u>、生活環境部及び病院局に関する事項 農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項 <u>地域づくり県土警察常任委員会</u> 8人 <u>交流人口拡大本部、危機管理局、地域づくり推進部</u>、県土整備部及び警察本部に関する事項</p> <p>附 則 1～3 略 4 <u>令和3年4月1日から同日において現に設置されている新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第22条第1項の規定に基づき設置される鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止される日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「令和新時代創造本部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（人権啓発に関する事項に限る。）並びに令和新時代創造本部」と、「福祉保健部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（他の常任委員会の所管に属する事項を除く。）並びに福祉保健部」と、「商工労働部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（経済雇用に関する事項（観光交流に</u></p>

関する事項を除く。）に限る。）並びに商工労働部」と、「交流人口拡大本部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（観光交流に関する事項に限る。）並びに交流人口拡大本部」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に常任委員会に付議されて審査又は調査中の事件は、改正後の鳥取県議会委員会条例の規定によりその事件を所管する常任委員会に付議されているものとみなす。